

大和市長 あて

## 施設等利用費請求書（償還払い用・公金受取口座用）

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。  
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と対象児童が、大和市内に居住していることを大和市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大和市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大和市が対象施設に確認すること。
4. 対象児童の認定区分が法第30条の4第3号の場合、課税状況を大和市が確認すること。
5. 認定内容及び請求内容が事実と相違した場合は、認定を取り消して施設等利用費を支給しないまたは支給した施設等利用費の返還が生じる場合があること。

### ※公金受取口座利用時の注意点について

1. この請求書で請求する場合、公金受取口座の利用を希望しているものとみなします。  
 子育てのための施設等利用給付認定申請時に収集している保護者（請求者）の個人番号を使用して公金受取口座の情報を確認するため、この請求書に個人番号を記載したり、個人番号確認書類を提出する必要はありません。
2. 公金受取口座の登録・変更には一定期間を要します。マイナポータルに公金受取口座を登録していない場合や大和市が確認した時点で公金受取口座の登録が確認できない場合、この請求書で請求することはできません。  
 公金受取口座の詳細についてはマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にお問い合わせください。
3. この請求書の提出後に公金受取口座の登録抹消を行った場合は、改めて「施設等利用費請求書（償還払い用・振込口座指定用）」をご提出ください。
4. 大和市が確認した時点で登録されている保護者（請求者）の公金受取口座に振り込みます。確認時点で公金受取口座が存在しない場合には、改めて「施設等利用費請求書（償還払い用・振込口座指定用）」をご提出ください。
5. **振込先は保護者（請求者）が登録した公金受取口座に限り、保護者（請求者）以外の公金受取口座に振り込むことはできません。**この請求書に通帳やキャッシュカードの写しの添付は不要です。これらが添付された場合であっても、大和市が確認した時点で登録されている保護者（請求者）の公金受取口座に振り込みます。

1. 保護者（請求者）（子育てのための施設等利用給付認定通知書に記載された保護者を記入してください。）

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
連絡先	

消せるボールペン、修正液・修正テープは使用しないでください。訂正する場合には二重線で消して追記してください。ただし、**請求金額が訂正されたもの、訂正された内容が読み取れないものは無効となるため再度作成してください。**

2. 対象児童

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
認定区分	<input type="checkbox"/> 法第30条の4第2号 <input type="checkbox"/> 法第30条の4第3号

3. 施設等利用費請求金額

請求金額	円
------	---

※請求書は複写してご利用ください。

必ず裏面も記入してください

6. 利用した施設名と所在地を必ず記入し、該当する施設区分を丸で囲んでください。

①	施設名		施設区分	認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業
	所在地			
②	施設名		施設区分	認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業
	所在地			
③	施設名		施設区分	認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業
	所在地			
④	施設名		施設区分	認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業
	所在地			
⑤	施設名		施設区分	認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業
	所在地			

7. 施設等利用費の請求内訳 (利用した施設等が発行した提供証明書を必ず添付してください。)

利用年月※1	認可外保育施設等		幼稚園の預かり保育事業			受領済額 (e)	算定額※5
	支払った 特定子ども・子育て 支援利用料※2 (a)	上限額※3 (b)	支払った 利用料 (c)	利用 日数	上限額※4 (d)		
年 4 月	円	円	円	日	円	円	円
年 5 月	円	円	円	日	円	円	円
年 6 月	円	円	円	日	円	円	円
年 7 月	円	円	円	日	円	円	円
年 8 月	円	円	円	日	円	円	円
年 9 月	円	円	円	日	円	円	円
年 10 月	円	円	円	日	円	円	円
年 11 月	円	円	円	日	円	円	円
年 12 月	円	円	円	日	円	円	円
年 1 月	円	円	円	日	円	円	円
年 2 月	円	円	円	日	円	円	円
年 3 月	円	円	円	日	円	円	円
<b>合計金額</b>						円	円

※1 請求する利用年月のみを記入してください。

※2 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業に支払った特定子ども・子育て支援利用料の合計額を記入してください。

※3 法第30条の4の認定種別が第2号の場合は37,000円、第3号の場合は42,000円を記入してください。  
ただし、月途中で転入転出する等、認定期間が月途中で開始・終了する場合は次の金額を記入してください。  
・月途中で認定期間が開始した場合 37,000 (42,000) 円×認定開始日からの日数÷その月の日数 (小数点以下端数切捨て)  
・月途中で認定期間が終了した場合 37,000 (42,000) 円×認定終了日までの日数÷その月の日数 (小数点以下端数切捨て)  
また、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の幼稚園と認可外保育施設等を併用しているときの上限額は、37,000円を11,300円、42,000円を16,300円に置き換えてください。

※4 次の金額を記入してください。  
・法第30条の4の認定種別が第2号の場合は、450円に利用日数を乗じた金額と11,300円を比較して小さい方  
・法第30条の4の認定種別が第3号の場合は、450円に利用日数を乗じた金額と16,300円を比較して小さい方

※5 次の金額を比較して小さい方からeを差し引いた額を記入してください。  
・aとbを比較して小さい方とcとdを比較して小さい方の合計額  
・bとdを比較して大きい方